

「治癒届」の提出について

学校感染症にかかった場合は、流行を防ぐため、医師の診断をもとに、感染の可能性がなくなるまで、出席停止となります。出席停止の期間につきましては、かかりつけの医師に相談し、その後の健康状態を確認してもらい決定します。登校する際、保護者の方が必要事項を記入し、お子さんを通じてご提出ください。

キ リ ト リ セ ン

緑が丘中学校長 様

治 癒 届

下記の通り診断を受け、治癒しましたので登校しても差し支えないことを届け出ます。

医師の診断の結果（該当する感染症の番号に○をつけてください。）

※出席停止期間のめやす

- 1 インフルエンザ 発症後 5 日、かつ解熱後 2 日が経過するまで。
- 2 百日咳 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 3 麻疹（はしか） 解熱した後 3 日を経過するまで
- 4 流行性耳下腺炎 耳下腺・顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで
- 5 風疹（三日はしか） 発疹が消失するまで
- 6 水痘（水ぼうそう） すべての発疹が痂皮化するまで
- 7 咽頭結膜熱（プール熱） 主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
- 8 結核 症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
- 9 髄膜炎菌性髄膜炎 症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
- 10 流行性角結膜炎 症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
- 11 新型コロナウイルス感染症 発症日を 0 日目として 5 日経過し、かつ、症状軽快後 1 日経過した場合には、最短で 6 日目から解除する。
- 12 その他の感染症 []

令和 年 月 日

出席停止期間 月 日 () ~ 月 日 ()

診察医療機関名

生徒氏名 年 組
保護者氏名